

西村あさひ法律事務所

中国個人情報保護法に基づく外国企業に対する中国初の処罰事例について
～配車サービス大手「DiDi Global Inc.」に過料 1600 億円、役員にも処罰～

中国ニューズレター

2022 年 12 月 2 日号

執筆者:

E-mail✉ 張 翠萍

E-mail✉ 志賀 正帥

E-mail✉ 郭 望

1. はじめに

配車サービス大手である「DiDi Global Inc.」(以下「DiDi Global」という。)が 2021 年 6 月 30 日にニューヨーク証券取引所での上場を果たしたその直後の 7 月 2 日に、中国の国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という。)が設立したサイバーセキュリティ審査弁公室は、同社傘下のオンライン配車サービス「滴滴出行(DiDiChuXing)」について、サイバーセキュリティ審査を開始する旨を公告し、日本でも大きな話題を呼んだ。そして、約 1 年後の 2022 年 7 月 21 日に、CAC は、中国のサイバーセキュリティ法、データセキュリティ法及び個人情報保護法(以下「PIPL」という。これら 3 つの法律を以下「情報三法」と総称する。)への違反を理由に、DiDi Global に対して 80.26 億人民元(約 1600 億円¹⁾)の過料に処すると発表した。

本件は、情報三法に基づく典型的な処罰事例ともいえるが、高額な過料が話題になるだけでなく、処罰対象者である DiDi Global がケイマン諸島で設立された中国国外の会社であるため、PIPL に基づく中国国外のエンティティに対する中国初の処罰事例としても、多くのグローバル企業から関心が寄せられている。

本稿では、本件の概要・経緯等を紹介したうえ、PIPL その他中国の関連法令を踏まえて本件を考察する。

2. 本件の概要・経緯等

CAC の公式サイトで公表された DiDi Global への行政処罰決定²(以下「本件処罰」という。)の内容は、下表のとおりである。

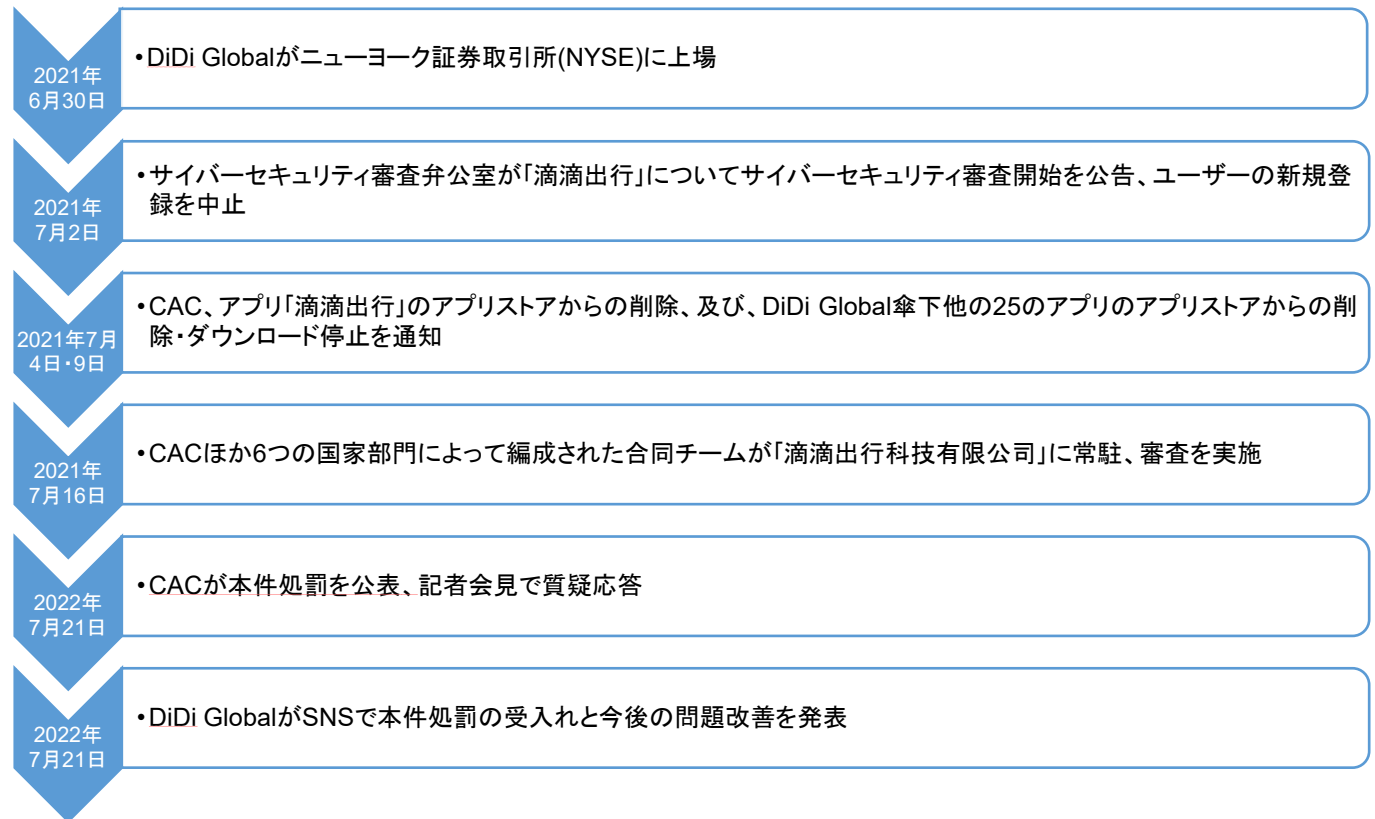
処罰対象者に対する処罰の内容	<ul style="list-style-type: none"> DiDi Global: 過料 80.26 億人民元(約 1600 億円) 同社の董事長・CEO(程維氏): 過料 100 万人民元(約 2000 万円) 同社の総裁(柳青氏): 過料 100 万人民元
違反法令	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ法 データセキュリティ法 PIPL
処罰の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ法 データセキュリティ法 PIPL 行政処罰法

本件処罰の内容自体は非常にシンプルだが、本件処罰の公表日と同じ日に、CAC が記者会見(以下「CAC 記者会見」という。)

¹ 1 人民元=20 円換算(以下同じ。)

² http://www.cac.gov.cn/2022-07/21/c_1660021534306352.htm

を開き、そこで本件の背景、調査の経緯、認定された違法行為や処罰対象者、処罰根拠等に関する質疑応答が行われた³。
なお、本件の発端から処罰に至るまでの経緯については、以下のように整理することができる。



3. DiDi Global の違法行為

CAC 記者会見における CAC の説明によれば、本件において問題視された DiDi Global の違法行為は、大きく分けて、個人情報の取扱いに関するもの(なお、CAC は、個人情報の取扱いに関する違法行為を更に 8 種類に区分している。)と、国の安全に危害を及ぼすものがある。各違法行為が具体的に抵触する法令やその条文について CAC は明らかにしていないが、前述の根拠法令を手掛かりに、下記のように整理できると考える。

<個人情報の取扱いに関するもの>

	違法行為	抵触すると思われる規定 ⁴
①	ユーザーの携帯電話のフォトライブラリにおけるスクリーンショット情報 1196.39 万件を違法に収集した。	➢ 個人情報の違法な収集をしてはならないという原則的な規定が PIPL に置かれており(PIPL10 条)、左記行為は当該規定への抵触といえるが、個人情報の収集においてどのような違法行為があったのかについては明らかにされていない。
②	ユーザーのクリップボード情報及びアプリリスト情報 83.23 億件を過度に収集した。	➢ 個人情報を収集する場合には、取扱いの目的を実現するための最小範囲に限定されなければならない、過度に個人情報を収集してはならないとされている(PIPL6 条 2 項)。左記各行為は、
③	乗客の顔識別情報 1.07 億件、年齢層情報	

³ http://www.cac.gov.cn/2022-07/21/c_1660021534364976.htm

⁴ サイバーセキュリティ法にも個人情報保護に関する規定が置かれているが、同趣旨の、又はより具体的な規定が PIPL に置かれているため、ここではサイバーセキュリティ法の関連規定への言及を割愛した。

	違法行為	抵触すると思われる規定 ⁴
	5350.92 万件、職業情報 1633.56 万件、親族関係情報 138.29 万件及び「自宅」と「会社」の目的地情報 1.53 億件を過度に収集した。	上記規定の「最小範囲」を超えていると判断されたものと思われる。
④	乗客が代行運転について評価を行う際、アプリがバックグラウンドで動作している際、及び携帯電話が「桔視」車載ドライブレコーダー設備と接続している際の正確な位置情報(経度・緯度)1.67 億件を過度に収集した。	
⑤	運転手の学歴情報 14.29 万件を過度に収集した。	
	運転手の身分証明書番号情報 5780.26 万件をクリアテキスト形式で保存した。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人情報取扱者は、個人情報の取扱いの目的、取扱方法、個人情報の種類等に基づいて、相応する暗号化・非識別化等の安全技術措置を講じる義務があるとされている(PIPL51 条)。 ➤ また、中国の国家標準である「情報安全技術個人情報安全規範」(以下「安全規範」という。)によれば、センシティブ個人情報を保存する場合には、暗号化等の安全措置を講じなければならないとされている(安全規範 6.3 条)。 ➤ センシティブ個人情報に該当する「身分証明書番号」がクリアテキスト形式で保存され、暗号化等の安全措置が講じられていないため、上記規定に抵触していると判断されたものと思われる。
⑥	乗客に明確に告知せず、乗客の外出計画情報 539.76 億件、常住都市の情報 15.38 億件及び常住都市以外の地域でのビジネス・旅行情報 3.04 億件を分析した。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人情報取扱者は、個人情報を取り扱う前において、顕著な方法及び明瞭かつ理解しやすい言語によりありのままに、正確かつ完全に個人に対し個人情報の取扱いの目的を含む関連事項を告知しなければならないとされている(PIPL17 条)。
⑦	ユーザーのデバイス情報等の 19 項目の個人情報の取扱いの目的について正確、明瞭に説明しなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ DiDi Global が個人情報を取り扱う前に、法が要求している告知・説明をしていなかったため、上記規定に抵触していると判断されたものと思われる。
⑧	乗客が相乗りサービスを利用するにあたり、当該サービスと関連性のない「電話権限」を頻繁に要求した。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ PIPL においては、「頻繁な権限要求」を禁止する明文規定が置かれていないが、安全規範においては、複数のビジネスファンクションに対する自主選択権の確保のために、個人情報主体が特定のビジネスファンクションについて使用の不同意、クローズ又は退出をした場合において、個人の同意を頻繁に求めてはならないとされている(安全規範 5.3 条)。また「アプリによるユーザー権益侵害に対する特別取締の更なる推進の実施に関する通知」等の関連取締通達においては、アプリによる頻繁な権限要求が規制対象行為とされている。 ➤ 「頻繁」の判断基準については、国家標準である「情報安全技術モバイルインターネットアプリによる個人情報収集の基本要求」(GB/T 41391-2022)によれば、以下のいずれかの場合は「頻繁」に該当するとされている。もっとも、左記行為が以下のいずれに該当するかは明らかにされていない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 権限要求が拒否された後の 48 時間以内に再度要求する回数が 1 回を超える場合 ② アプリを起動する毎に、又は業務と関連性のない機能を使用する際に、権限の付与を要求・提示する場合

<国の安全に危害を及ぼすもの>

違法行為	抵触すると思われる規定
<p>国の安全に重大な影響を及ぼすデータ取扱活動を行い、(中略)法令に抵触する運営により、国の重要情報インフラの安全及びデータの安全に重大なセキュリティリスクを与えた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 左記「国の安全に重大な影響を及ぼすデータ取扱活動」や「国の…データの安全に重大なセキュリティリスクを与えた」行為については、データセキュリティ法 2 条 2 項⁵又は 8 条や⁶、PIPL42 条⁷への抵触を示唆するものと思われるが⁸、CAC 記者会見において CAC が「国の安全に関わるため公開しない。」と述べ、具体的な違法行為の態様を明らかにしていないため、抵触すると思われる規定の判断が難しい。 ➤ 左記「国の重要情報インフラの安全…に重大なセキュリティリスクを与えた」行為についても、サイバーセキュリティ法 75 条⁹への抵触を示唆するものと思われるが、上記のように、CAC がその具体的な違法行為の態様を明らかにしていないため、抵触すると思われる規定の断定が難しい。

4. なぜ DiDi Global が違法行為の主体と認定されたのか

上記の個人情報の取扱いに関する違法行為¹⁰は、中国国内のオンライン配車サービス等の事業の運営・管理に関連して、基本的には中国国内において行われたものであると思われる。しかしながら、DiDi Global はケイマン諸島で設立されている中国国外のエンティティであり、中国国内のオンライン配車サービス等の事業の運営は中国法人である「滴滴出行科技有限公司」等の事業会社(以下「中国国内事業会社」という。)によって行われているため、本来であれば上記違法行為の主体は中国国内事業会社と認定すべきとも考えられる。それにもかかわらず、CAC はなぜ上記違反行為の主体を DiDi Global と認定し、DiDi Global を名宛人として本件処罰を下したのか。以下では、DiDi Global と中国国内事業会社との関係を整理しつつ、CAC が DiDi Global を違法行為の主体と認定した理由を見ていきたい。

(1) DiDi Global の VIE スキーム

DiDi Global は、直接的に中国国内事業会社に出資しておらず、いわゆる VIE(Variable Interest Entities、変動持分事業体)スキームという契約支配型ストラクチャーを利用して、中国国内事業会社を連結子会社として実質的に支配している。DiDi Global

⁵ データセキュリティ法 2 条 2 項: 中華人民共和国国外においてデータ処理活動を展開し、中華人民共和国の国家安全、公共利益又は公民若しくは組織の適法な権益を損った場合には、法により法的責任を追及する。

⁶ データセキュリティ法 8 条: データ処理活動を展開する場合には、法律・法規を遵守し、社会公德及び倫理を尊重し、商業道德及び職業道德を遵守し、信義誠実を貫き、データ安全保護義務を履行し、社会責任を負わなければならない、国家安全及び公共利益を損ってはならず、個人及び組織の適法な権益を損ってはならない。

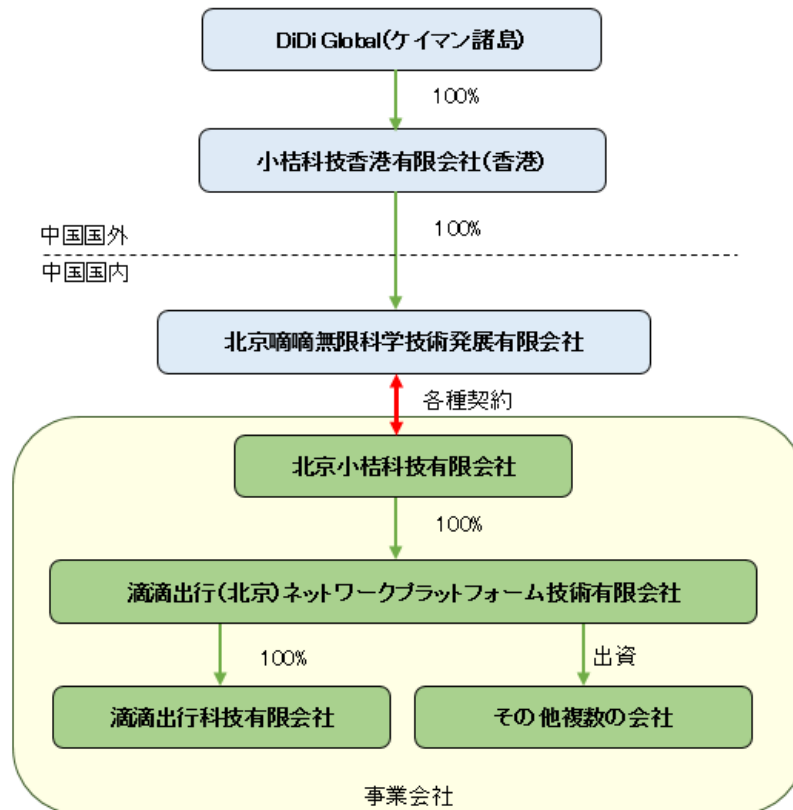
⁷ PIPL42 条: 国外の組織及び個人が、中華人民共和国公民の個人情報の権益を侵害し、又は中華人民共和国の国の安全及び公共の利益に危害を及ぼす個人情報取扱活動に従事した場合には、国家ネットワーク情報部門は、当該当事者を個人情報提供の制限又は禁止リストに組み入れ、これを公告し、かつ、当該当事者への個人情報の提供を制限し、又は禁止する等の措置を講じることができる。

⁸ DiDi Global の中国国外での行為を違法行為として捉えているのであれば域外適用規定である同法 2 条 2 項に抵触し、同社の中国国内の事業会社の行為を DiDi Global の違法行為と同視しているのであれば同法 8 条に抵触すると思われる。

⁹ サイバーセキュリティ法 75 条(抄): 国外の機関、組織及び個人が攻撃、侵入、妨害、破壊等の中華人民共和国の重要情報インフラを脅かす活動に従事し、重大な結果をもたらした場合、法により法的責任を追及する。

¹⁰ 前述のように、国の安全に危害を及ぼす違法行為については、その具体的な態様が明らかにされていないため、ここでは個人情報の取扱いに関する違法行為を対象に検討している。

の VIE スキームは概ね下図のようになっており¹¹、中国国内のオンライン配車サービス等の事業の運営は中国国内事業会社によって行われている。



(2) CAC が DiDi Global を違法行為の主体とした理由

CAC は、CAC 記者会見において、DiDi Global を違法行為の主体と認定した理由・要素として、下記の点を挙げている。

- DiDi Global は、中国国内のオンライン配車サービスを含む各事業の重大な事項に対して最高意思決定権を有しており、同社が制定した内部規程が中国国内の各事業に適用され、かつ、その実施状況について監督管理している。
- DiDi Global は社内の情報・データセキュリティ委員会などの内部機構を通じて、中国国内の各事業の関連業務の意思決定・指導及び監督管理に関与しているため、各事業における違法行為は同社の統一的な意思決定及びアレンジの下で実施されているといえる。

以上から、CAC は、中国国内事業会社が中国国内で運営するオンライン配車サービス等の事業によって惹起された各種違法行為は、VIE スキームを通じてこれらの事業を自らの強力な支配下に置いている DiDi Global 自身の行為と同視し、それゆえに DiDi Global を本件の違法行為の主体と認定したものと考えられる。

5. DiDi Global に対する処罰は PIPL の域外適用の結果なのか

上記のとおり、中国国外のエンティティである DiDi Global は、違法行為の主体として、PIPL を含む情報三法への違反を理由に、情報三法及び行政処罰法に基づいて行政処罰を受けた。他方で、当該行政処罰は、中国国外のエンティティである DiDi Global が、例えば、PIPL3 条 2 項の定める域外適用を受けた結果ではないのか、という問題提起も散見される。

本件では、国の安全に危害を及ぼす違法行為については、前述のように具体的な態様が明らかにされていないため、中国国外

¹¹ DiDi Global が 2021 年 6 月 28 日に米国証券取引委員会に提出した目論見書(FORM F-1)の「Corporate Structure」(<https://d18rn0p25nwr6d.cloudfront.net/CIK-0001764757/fa2d4417-2974-44fd-9f70-cacf41ac8d6a.pdf>)より作成。

で行われた行為が問題となったか否かは不明確であるものの、比較的に行為態様が詳細に挙げられている個人情報の取扱いに関する違法行為については、中国国内のオンライン配車サービス等の事業の運営に関連して、基本的には中国国内において行われたものであると思われる。したがって、本件は、少なくとも個人情報の取扱いに関する違法行為については、域外適用を受けた結果ではなく、行政処罰法の2021年の法改正において追加された同法84条¹²に基づき、中国国外のエンティティの中国国内における違法行為に対して行政処罰を与えたものと整理するのが適切と思われる。

なお、中国国外のエンティティの中国国外での行為に対する適用又はその可能性を示唆する条文として、PIPL3条2項の他、情報三法では下記の規定も存在するため、注意が必要である。

サイバーセキュリティ法	75条 国外の機関、組織及び個人が攻撃、侵入、妨害、破壊等の中華人民共和国の重要情報インフラを脅かす活動に従事し、重大な結果をもたらした場合、法により法的責任を追及する。国务院の公安機関及び関係機関は、当該機関、組織及び個人に対し財産の凍結その他の必要な制裁措置を講じることができる。
データセキュリティ法	2条2項 中華人民共和国国外においてデータ処理活動を展開し、中華人民共和国の国家安全、公共利益又は公民若しくは組織の適法な権益を損った場合には、法により法的責任を追及する。
PIPL	42条 国外の組織及び個人が、中華人民共和国公民の個人情報の権益を侵害し、又は中華人民共和国の国の安全及び公共の利益に危害を及ぼす個人情報取扱活動に従事した場合には、国家ネットワーク情報部門は、当該当事者を個人情報提供の制限又は禁止リストに組み入れ、これを公告し、かつ、当該当事者への個人情報の提供を制限し、又は禁止する等の措置を講じることができる。

6. 過料 80.26 億人民元の計算根拠

(1) 関連法令の過料に関する規定

本件では80.26億人民元という高額な過料がDiDi Globalに科されたが、本件処罰及びCAC記者会見におけるCACの説明においては、その計算根拠が示されていないため、情報三法のどの規定に基づいてどのように計算されたかは明らかではない。

この点、本件処罰における根拠法令により科すことのできる過料の上限額は、下表のとおりである。DiDi Globalの董事長・CEO及び総裁に対しては、過料100万人民元が科されていることから、PIPLが定める過料の最高額に従って処罰されたものと考えられる。また、DiDi Globalについても、80.26億人民元という金額からPIPLが定める「前年度の売上高の5%以下」という基準に従って過料が算定されたものと推察できる。

処罰の根拠法令	過料の上限額
サイバーセキュリティ法	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・会社⇒100万人民元 直接に責任を負う主管人員⇒10万人民元
データセキュリティ法	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・会社⇒1000万人民元 直接に責任を負う主管人員⇒20万人民元
PIPL	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・会社⇒5000万人民元又は前年度の売上高の5% 直接に責任を負う主管人員⇒100万人民元

ここでいう「前年度の売上高の5%」の「売上高」が処罰対象者単体の売上高で足りるのか、それとも処罰対象者が属する企業グループ全体の売上高とすべきかは、条文上明らかではないが、下表のように、DiDi Globalが公表した前年度(2021年度)の(i)グループ全体の売上高及び(ii)グループ全体の売上高のうち中国国内市場における売上高¹³をそれぞれベースにして、その5%で過料を試算したところ、本件では、CACが上限の「5%」で計算しているのであれば(ii)をベースに過料を算出した可能性が高い

¹² 行政処罰法84条(抄):外国籍、無国籍者、外国組織が中国領域内で違法行為をする場合、本法を適用し、行政処罰を与えなければならない。

¹³ DiDi Globalの「2021 ANNUAL REPORT」(<https://ir.didiglobal.com/financials/annual-reports/default.aspx>)による。

と推察される。換言すれば、本件において DiDi Global に科された過料は、DiDi Global グループ全体の売上高のうちの中国国内市場における売上高をベースに計算されているのであれば、上限である「5%」が採用されたといえる。

本件では、DiDi Global が VIE スキームにおけるいわば SPC でありその実態は主に中国国内での事業展開であること、及び CAC 記者会見で CAC が指摘した違法行為が基本的には中国国内において行われたものであると思われることから、DiDi Global グループ全体の売上高のうちの中国国内市場における部分が過料の算定根拠となったと推測される。もっとも、「売上高」の解釈についてはオフィシャルな見解が示されていないため、依然として、同規定の今後の運用を注視する必要があると考える。

売上高の範囲	2021 年度の売上高の金額	5%で試算した過料金額
(i)DiDi Global グループ全体の売上高	1738.27 億人民元	約 86.91 億人民元
(ii)DiDi Global グループの中国国内市場における売上高	1605.21 億人民元	約 80.26 億人民元

(2) 過料の金額を決定するに当たっての考慮要素

上記のとおり、本件では PIPL が定める過料の最高額に従って処罰されたものと思われるが、最高額に従って過料を算定するためには、前提として、違法行為につき「情状が重大である」必要がある¹⁴。本件において違法行為の「情状が重大である」と判断され、かつ、科すことのできる過料の上限額をもって嚴重な処罰が行われた背景には、CAC 記者会見において CAC が挙げた下記の要素があると考えられる。

違法行為の悪質性	<ul style="list-style-type: none"> 法令や当局の要求どおりにサイバーセキュリティ、データセキュリティ及び個人情報保護に係る義務を履行しなかった。 国のサイバーセキュリティやデータセキュリティを顧みず、これらに重大なセキュリティリスクを与えた。 当局の是正命令にもかかわらず全面的・抜本的な改善を行わなかった。
違法行為が継続された期間の長さ	<ul style="list-style-type: none"> 違法行為は、2015 年 6 月から CAC 記者会見の日である 2022 年 7 月まで 7 年にわたって継続された¹⁵。
違法行為がもたらす危険性の重大さ	<ul style="list-style-type: none"> 違法な手段によってユーザーのクリップボード情報、携帯電話のフォトライブラリにおけるスクリーンショット情報、親族関係情報等の個人情報を収集し、ユーザーのプライバシー及び個人情報権益を著しく侵害した。
違法に処理された(センシティブ個人情報を含む)個人情報の膨大さ	<ul style="list-style-type: none"> 違法に処理された個人情報は 647.09 億件に上り、その数量が膨大である。 そのうち、顔識別情報、正確な位置情報、身分証明書等の多くの種類のセンシティブ個人情報が含まれている。
様々な態様による個人情報に	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアプリを通じて、個人情報の過度な収集、センシティブ個人情報の一方的な収

¹⁴ 本件の過料の算定根拠と思われる PIPL の規定は、以下のように定めている(下線筆者ら)。

66 条 この法律の規定に違反して個人情報を取り扱った場合、又は個人情報の取扱いにつき、この法律の定める個人情報保護の義務を履行しなかった場合には、個人情報保護に係る職責を履行する部門が是正を命じ、警告を行い、違法所得を没収し、個人情報を違法に取り扱ったアプリケーションプログラムに対しサービス提供の一時停止又は終了を命じる。是正を拒否した場合には、100 万円以下の過料を併科する。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

2 前項の定める違法行為があり、情状が重大である場合には、省級以上の個人情報保護に係る職責を履行する部門が是正を命じ、違法所得を没収し、かつ、5000 万元以下又は前年度の売上高の 100 分の 5 以下の過料を併科するものとし、かつ、関連業務の一時停止又は営業停止・是正改善を命じ、関係主管部門に知らせて関連する業務許可を取り消させ、又は営業許可証を取り消させることができる。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、10 万元以上 100 万元以下の過料に処するものとし、かつ、一定の期間において関連企業の董事、監事、高級管理者及び個人情報保護責任者を当該者が担うことを禁止する旨を決定することができる。

¹⁵ 違法行為が開始された 2015 年 6 月の時点ではサイバーセキュリティ法(2017 年 6 月施行)、データセキュリティ法(2021 年 9 月施行)及び個人情報保護法(同年 11 月施行)のいずれも未施行だったが、違法行為が長期間にわたって継続されたため、結果的に上記各法律の施行後にそれぞれの関連規定に抵触することになったといえる。

<p>対する違法行為</p>	<p>集、アプリによる頻繁な権限要求、個人情報処理時の告知義務の未履行、サイバーセキュリティやデータセキュリティに係る保護義務の未履行等の様々な態様による個人情報に対する違法行為を行った。</p>
----------------	--

7. おわりに

DiDi Global に対する本件処罰は、PIPL に基づく中国国外のエンティティに対する中国初の処罰事例であると同時に、情報三法に基づく典型的な処罰事例でもあり、中国ビジネスを展開する多くのグローバル企業への警鐘となったといえる。

まず、本件からは、中国国内の膨大な個人情報主体の権益や国の安全に影響を及ぼすような情報・データ処理に対して、中国当局が極めて高い関心を示し、違法行為にはしかるべきエンフォースメントを行うスタンスにあることが窺える。また、中国国外のエンティティが VIE スキームにより中国国内のエンティティに対して強力な支配を及ぼしている場合には、中国当局は中国国内のエンティティの行為について中国国外のエンティティの法的責任を問う姿勢を示しており、このことは、VIE スキームを通じて中国国内で個人情報や重要データなどを取り扱う企業にとっても注目に値するものといえる。なお、多くのグローバル企業では、各拠点での個人情報を中心とするデータの処理などの統一的ルールとしてグローバルポリシー類を策定しているが、これらグローバル企業の中国拠点はグローバルポリシー類を遵守しつつもあくまで自らの PIPL などに基づく法的責任を負っているというべきであるため、(VIE スキームのように中国拠点の自主的な意思決定が奪われるほどに親会社などによる支配が強力である場合はさて措くとして)通常であれば、中国拠点における情報三法への違法行為が直ちにその親会社などの中国国外のエンティティの法的責任に結び付く可能性は低いと思われる。

さらに、本件を通じて、違法行為が継続された期間、影響の重大さ、当局対応の姿勢等の要素が厳罰を惹起するものであることも明らかになったといえる。その意味では、コンプライアンスチェックによる違法行為の早期発見の重要性は論を俟たないが、発見時における迅速な違法行為の停止、是正措置、当局の要求への積極的な協力なども、処罰の程度を低減する重要なアクションとなるといえる。

なお、去る 2022 年 9 月 12 日、CAC は、サイバーセキュリティ法の改正案(意見募集稿)を公表し、過料の引き上げなど一部の罰則の強化が図られている。例えば、現行法では過料の最高額は「100 万人民币元以下」と定められているが、改正案では「5000 万人民币元以下」又は「前年度の売上高の 5% 以下」にまで引き上げられている。情報三法の分野については、引き続き管理の強化が進められる傾向にあるため、関連法令や当局の政策・取締の動向などに注視しつつ、中国国内のエンティティや中国向けビジネスにおけるコンプライアンス体制を構築し、又は見直していくことが重要であると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 